

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定

1 現状(平成19年4月1日現在)

区分	みなべ町				民間		
	平均年齢 歳	職員数 人	平均給料 月額	平均給与 月額 A	民間の類似 職種	平均年齢 歳	平均給与 月額 B
みなべ町	54.6	6	224,000	225,300	-	-	-
うち調理員	53.6	5	230,380	231,940	調理師	44.5	250,300
うち用務員	59.3	1	*	*	用務員	53.9	227,200
和歌山県	48.7	421	347,765	388,331	-	-	-
国	48.8	5193	287,094	-	-	-	-
類似団体	48.8	12	285,052	306,934	-	-	-

区分	参考			
	A / B	年収ベ - ス(試算値)比較		
		公務員 C	民間 D	C / D
みなべ町	-	-	-	-
うち調理員	0.93	3,800,994	3,413,600	1.11
うち用務員	*	*	3,284,300	*

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、平均給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当などの全ての諸手当の額を合計したものである。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
- 4 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 5 個人情報保護の観点から対象となる職員数が1人の場合は、各欄をアスタリスク(*)としています。
- 6 年収ベ - スの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

2 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容等を十分検証し、民間同種の職種に従事する者との均衡に配慮しながら今後とも同種の県職員、国家公務員の給与等と比較検討していく中で、より一層、町民の理解と納得の得られる適正な給与水準としていく。

定員管理についても、退職者不補充とする。

3 具体的な取組内容

これまでの取組等により技能労務職員の給料水準については相当抑制している。今後とも各年における人事院勧告等と同じ内容の給与改定等を基本とした適正な給与運用制度とする。

また、職員の退職に当たっては、退職者不補充とし、臨時職員で対応していく方向である。